

花巻市における建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る  
建築物消費性能適合性判定手数料

令和3年4月1日

評価する部分及び基準		延べ面積[m <sup>2</sup> ]	手数料(円)
非住宅部分	モデル建物法	$300 < A \leq 500$	123,000
	標準入力法	$300 < A \leq 500$	315,000

※建築基準法上の床面積から開放部分を除いた床面積（施行令第4条第1号に規定）。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
  - ・上記の表と同額。
- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料
  - ・上記の表と同額。